

原議保存期間30年
(平成56年3月31日まで)

警察庁丙運発第24号
平成25年7月29日
警察庁交通局長

各管区警察局長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
警察大学校長
科学警察研究所長

チャレンジ講習の運用について

チャレンジ講習については、「チャレンジ講習の運用について」(平成24年1月20日付け警察庁丙運発第12号)により運用されているところであるが、平成25年9月1日から施行される道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成25年内閣府令第2号)に伴い、チャレンジ講習を受けるための認知機能検査の結果の基準が見直されたことから所要の改正を行い、平成25年9月1日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、平成25年9月1日をもって廃止する。

記

第1 基本的留意事項

1 講習指導員の要件

講習指導員は、次のいずれかに該当する者で、かつ、講習実施者として適格性を有するものをもって充て、受講者数に応じて必要な数を確保すること。

(1) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第24条第8項の規定により、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の指定を受けた技能試験官

(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という)第99条の2第4項の規定により公安委員会から技能検定員資格者証の交付を受けた技能検定員

2 講習施設

所要の受講者を収容できる教室、コース等を整備するなどして、講習の実施に必要な施設を確保すること。

3 講習用車両

講習で使用する車両(以下「講習用車両」という。)は、府令第24条第6項の表の「普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許」の項の下欄に掲げる車両(普通自動車)を使用すること。

なお、受講者の持ち込んだ車両を講習用車両とすることは認めないこととする。

4 講習の委託

講習を委託する場合には、次の基準を満たす者との間に委託契約によって委託を行い、講習が適正に行われるよう常に指導監督を実施すること。

- (1) 技能検定員が講習の業務を行うために必要な数以上（原則として2人以上）置かれていること。
- (2) 次に掲げる設備を有すること。
 - ア 敷地の面積が8千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表3に定める基準に適合するコース
 - イ 講習を行うために必要な種類及び数の講習用車両（講習指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、講習を行うために必要な建物その他の設備

第2 講習実施上の留意事項

1 講習対象者

普通車自動車を運転することができる免許を有する者で、免許証の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者を対象とすること。ただし、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者については、法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）の結果について、府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上である者に限られていることに留意すること。

このため、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者は、高齢者講習受講可能期間の6月前からチャレンジ講習の受講が可能となるのに対し、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者のチャレンジ講習の受講は、認知機能検査後に限られることに留意すること。

2 模範走行及び実車走行におけるグループの編成等

(1) グループの編成

グループの編成は、講習を円滑に行うことができるよう適正な人数（1グループ3人以内）で編成すること。

(2) 講習指導員の配置

1グループにつき講習指導員1人を配置する。

3 講習の方法

講習は、別表「チャレンジ講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」に準拠し、講習指導案を作成して、次の事項に留意し、受講者に指定コースにおける普通自動車の運転をさせ、その運転状況を基に、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしていないかどうかを確認するとともに、その結果に応じて、具体的な安全指導を行うこと。

(1) 講習車両等の選択等

ア 講習用車両は、受講者にあらかじめマニュアル式かオートマチック式かを選択させておくこと。

イ 講習中の講習用車両には、「講習中」である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示すること。

ウ 特定後写鏡条件が付されている者に対しては、特定後写鏡を使用すること。

(2) 実車走行の課題

実車走行の課題は、一般課題、特別課題及び参考課題とし、各課題の実施基準は別添1「チャレンジ講習実車走行実施基準」に準拠したものとすること。

(3) 実車走行の評価

講習指導員は、一般課題及び特別課題について、別添2「チャレンジ講習実車走行減点適用基準」に基づき評価を行い、その結果を別記様式1「チャレンジ講習評価票」に記載すること。

(4) 実車走行後の指導

講習指導員は、受講者の実車走行が終了した時点で、実車走行の評価に基づき直ちに別記様式2「チャレンジ講習アドバイスカード」を作成し、安全運転を行うためのワンポイントアドバイスを行うこと。

(5) 講評等

受講者全員が実車走行を終了した後、全般的な評価及び安全運転を行う上での注意事項等についての講評を行うこと。

4 チャレンジ講習受講結果確認書の作成交付

実車走行の一般課題と特別課題の減点数の合計を100点から減じた点数が70点以上の受講者に対し、講習規則別記様式第1号の「チャレンジ講習受講結果確認書」を作成して交付すること。

交付に当たっては、免許証の更新期間の満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者については、交付の日から6月以内で、かつ、更新期間が満了する日前6月以内に、また、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者については、交付の日から更新期間が満了するまでの間に、簡易講習を受講することが可能であり、当該簡易講習を受講した場合は、高齢者講習の受講が免除されることとなる旨を説明すること。

なお、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第12号）によって、簡易講習の受講は、免許証の更新を申請する日前6月以内から更新期間が満了する日前6月以内と変更されていることに留意すること。

5 その他

(1) 講習の趣旨等の説明

事前説明において、講習の趣旨、内容について十分な説明を行うこと。

(2) 受講者の心情に配慮した対応

講習にあたっては、受講者の心情に配慮し、丁寧な言動、態度をとるように努めるとともに、緊張感の払拭にも配慮すること。

(3) 事故防止

実車走行中における事故防止に万全を期すとともに、降雪等の悪天候時には講習を行わないこと。

(4) 予算措置

講習に使用する施設、車両の整備に必要な予算措置について特段の配慮をすること。

(5) 広報の実施

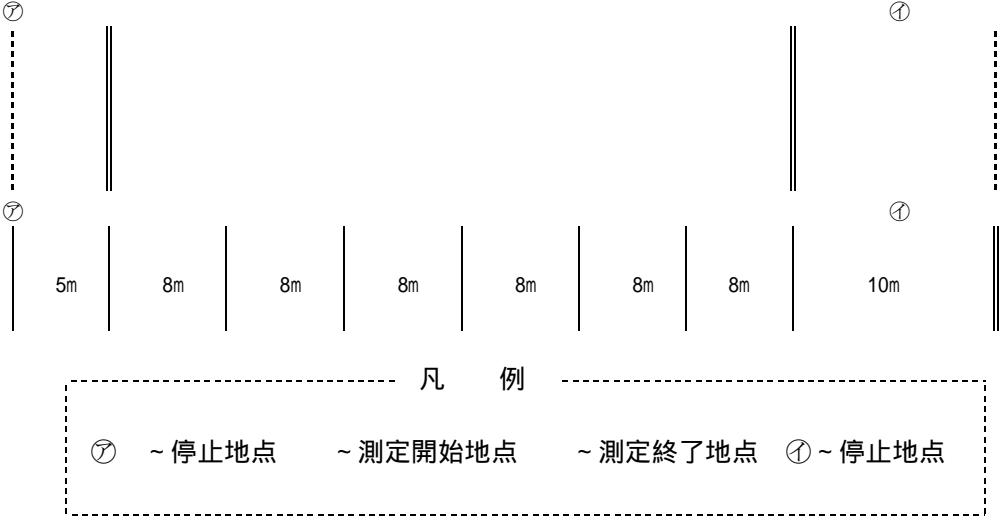
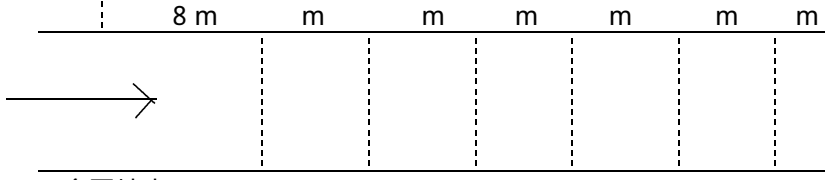
講習を受講しようとする者の受講機会が十分確保されることとなるよう、各種広報媒体を活用して、その周知が図れるよう努めること。

別表 チャレンジ講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			
1 事前説明	講習の趣旨及び講習の内容の説明	講習室等において実施する。 コース図を配布する。	次の事項を説明する。 ・ 講習はテストではなく、自分の運転能力を知ってもらうことが目的であり、実車走行の評価によって運転免許を取り上げたりするものではない旨 ・ 実車走行を行う前に講習指導員の運転する車両に同乗して模範走行を見てもらうので、よく見てほしい旨 ・ 一般課題の内容は、指定した走行順路を走行し、正確な法令履行及び運転操作によって、安全かつ円滑な走行ができるかについて評価を行う旨 ・ 特別課題の内容は、等間隔に設置されたパイロンをスラローム走行するもので、的確な認知・判断と適切なハンドル操作、速度調節及び運転姿勢等が求められるものであり、走行時間（基準タイム14秒）及びパイロン接触の有無が評価の対象となる旨 ・ 参考課題の内容は、時速40キロを維持し、指導員の合図により急ブレーキをかけて停止するものであり評価の対象ではない旨 ・ 実車走行終了後、担当した講習指導員がチャレンジ講習アドバイスカードを交付するので、今後の安全運転に役立ててほしい旨 ・ 実車走行による運転内容が加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしていないと評価された場合には、チャレンジ講習受講結果確認書を交付する旨	5分
2 模範走行	一般課題、特別課題及び参考課題の模範走行	受講者3名（1グループ）を車両に同乗させて行う。	一般課題、特別課題、参考課題の順で実施する。 一般課題について模範走行を行う。 ・ 走行しながら走行順路を説明する。 ・ 安全確認、一時停止、進路変更などについてわかりやすく説明する。 特別課題について模範走行を行う。 ・ 基準タイム程度で走行する。 参考課題について模範走行を行う。 咄嗟の時に強くブレーキを踏むことの大切さとその方法などについて説明する。	10分
3 実車走行	一般課題、特別課題及び参考課題の実車走行	受講者1名ずつ実車走行を実施し他の受講者は控え室等で待機する。	一般課題、特別課題、参考課題の順で実施する。 走行中受講者が運転に余裕を持てるよう走行順路について適宜適切に教示を行う。 受講者の運転の評価についての必要事項をチャレンジ講習実車走行評価票に記載する。 個々の受講者の実車走行の終了後に安全運転を行う上でのアドバイスを行うとともに、その内容をチャレンジ講習アドバイスカードに記載して交付する。	1人当たり 10分
4 講評等	実車走行の結果について講評	講習室等において行う。	実車走行結果についての講評と今後の安全運転を行う上での注意点や参考となる事項を説明する。	
5 チャレンジ講習受講結果確認書の交付	チャレンジ講習受講結果確認書の交付 今後の手続等についての説明		実車走行の評価が70点以上の者に対しチャレンジ講習受講結果確認書を交付する。 運転免許証の更新を行う上での今後の手続や流れ等について説明する。	5分

（注）「講習時間」については、待ち時間等は含まない。

別添1 チャレンジ講習実車走行実施基準

課題種別	課題内容等	回数	
一般課題	周回コース及び幹線コースの走行	周回カーブ	2回以上
		指定場所における一時停止	1回以上
	交差点の通行	右折	1回以上
		左折	1回以上
		信号通過	1回以上
	横断歩道の通過		1回以上
	曲線コースの通過		1回(中)
	屈折コースの通過		1回(中)
	方向変換	1回(中)	
特別課題	<p>【コース設定例】</p>  <p>凡例</p> <p>㊦ ~ 停止地点 ~ 測定開始地点 ~ 測定終了地点 ㊧ ~ 停止地点</p>	2回	
	<p>【実施要領】</p> <p>(1) 停止地点㊦で一旦停止をした後にスタートして、測定開始地点 から測定終了地点 までの5本の障害物(パイロン)の間を、順にS字状に通過し、停止地点㊧に停止する。</p> <p>(2) 最初の障害物の進行方向は、自由選択とする。</p> <p>(3) 自動車の前部が測定開始地点を通過してから測定終了地点を通過するまでの走行時間を測定する。</p>		
参考課題	<p>【コース設定例】</p>  <p>合図地点</p> <p>路面は又は道路左側縁石等に合図開始地点から停止地点までの距離を示す数値を1メートル間隔で表示する。</p> <p>【実施要領】</p> <p>(1) 時速40kmで走行中、合図地点において指導員の合図で急ブレーキをかけ停止させる。</p> <p>(2) 速度については、指導員が適宜読み上げる。</p>	2回	
	総走行距離(参考課題を除く)	1,200m	

別添2 チャレンジ講習実車走行減点適用基準

減点細目		適用事項	減点数		
安全不確認	発進	出発点を含み、路端に停止後、発進をする際に必要な確認をしない場合	10点		
	後退	後退する直前に後退する方向及び場所の安全を確認をしない場合			
	周囲	後退中に、車両の側方や、後退する方向の安全を確認しない場合			
	巻き込み	左折する直前に、車両の左側方の安全を確認しない場合			
	変更	進路を変えようとする側の側方と後方の安全を確認しない場合			
	交差点	交差点内の通行に関する歩行者や車両に対する安全を確認しない場合			
	後方	走行中にバックミラーによる後方の確認を全くしない場合			
	脇見	走行中に脇見をし、進行方向の安全を確認しない場合			
	降車	降車時ドアを開けようとする直前に、後方の確認をしない場合			
危険	制動	補助ブレーキ	走行中危険を回避するため指導員がブレーキを操作した場合	30点	
		操向	通過不能		狭路コースにおいて切り返しを4回した場合、又はスラロームの障害物の通過を欠略した場合
	補助ハンドル		走行中危険を回避するため指導員がハンドル操作した場合		
	車体感覚	脱輪大	縁石に車輪を乗り上げ又はコースから車輪が逸脱した地点から1.5m以上進行した場合		
		接触大	コースに設置した障害物に接触（障害物が動かない場合を除く）、又は歩行者、車両等や建造物等に接触するおそれがある場合		
		安全間隔	歩行者又は軽車両の側方を通過する場合に十分な間隔を保たない場合又は間隔が保てない場合に徐行しようとしめない場合		
	通行	通行区分	右側通行		道路の中央部分から右にはみだして通行した場合（法令の除外規定に該当する場合を除く）
		直進右左折	信号無視		赤、黄色信号が表示された場合に、法令に定められた停止位置で停止しない場合又は車体の一部が越えて停止した場合
			通行妨害		車両等の進行を妨害した場合
			一時不停止		道路標識等による一時停止の指定場所で、停止線を越えて停止又は手前で停止しない場合
歩行者保護	横断歩道	横断歩道の手前おおむね5mに到達することになり、かつ歩行者が横断歩道に立ち入ることが予測される場合に、横断歩道の手前で停止しない場合			
パイロンスラローム	走行時間測定区間における走行時間が基準時間（路面乾燥時14秒、路面湿潤時15秒）を超過した場合（走行は2回行い、成績の良い方を採用する。） 通過時間は、小数点以下を切り上げるものとする。		1秒超過毎に3点		
	設置したパイロンに接触した場合（障害物が動かない場合を除く。）		30点		

チャレンジ講習評価票

名前	年齢	性別	担当者	
		男 女	100 - () =	
減点数	30		10	3
減点項目				
安全確認			発進、後退、周囲巻き込み、変更、交差点、後方、脇見、降車	
制動	補助ブレーキ			
操向	通過不能、補助ハンドル			
車体感覚	脱輪大、接触大、安全間隔			
通行区分	右側通行			
直進、右左折	信号無視、進行妨害、一時不停止			
歩行者保護	横断歩道			
スラローム	1回目 (秒) 2回目 (秒)		3 × 時間超過 () 秒	
減点小計				

チャレンジ講習アドバイスカード

殿

あなたの運転結果は

良好

注意が必要

おおむね良好

一層の注意が必要

であると認められます。

なお、自動車を運転する上で改善すべき点は、下表の「要改善」欄に印を付していますので、これを参考に、これからも安全運転に努めましょう。

平成 年 月 日

公安委員会

	評 価 事 項	要改善
安全確認	発進する時に前後左右の安全を確認している	
	後退する時に後退場所の安全を確認している	
	後退する時に前後左右の安全を確認している	
	右左折する時に巻き込む所（内側）の安全を確認している	
	進路変更をする時に変更先後方の安全を確認している	
	交差点に進入又は通過する時に左右の安全を確認している	
	走行中に後方の交通の状況を確認している	
	走行中に脇見をしない	
降車する時にドアの側方及び後方の安全を確認している		
制動	ブレーキ操作を適時・適切に行っている	
操向	ハンドル操作を適時・適切に行っている	
車体感覚	前後の車体感覚を身に付けている	
	左右の車体感覚を身に付けている	
	安全間隔を十分に取っている	
通行区分	道路の左に寄って通行している	
直進・ 右左折	信号を守っている	
	優先されるべき車の判断を適確に行っている	
	「一時停止」場所で停止線の直前で停止している	
歩行者保護	横断歩道を通行する時に歩行者等の有無に注意している	
危険回避	素早く危険を回避することができる	

注 評価方法は、チャレンジ講習評価票による点数が、80点以上の場合は「良好」、70点以上79点以下の場合は「おおむね良好」、40点以上69点以下の場合は「注意が必要」、39点以下の場合は「一層の注意が必要」とし、それぞれ該当する場所レ印を記載する。